

山梨県公報

第七百八十三号

平成十九年

八月九日

木曜日

目次

告示

道路の供用開始(二件).....五九五

公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請.....五九五

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定.....五九六

採石業務管理者試験の実施.....五九六

砂利採取業務主任者試験の実施.....五九七

特定計量器の定期検査の実施.....五九八

農地保有合理化事業規程の変更の承認.....六〇〇

土地改良区役員の変更及び就任.....六〇〇

開発行為に関する工事の完了について.....六〇一

告示

山梨県告示第三百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成十九年八月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	葦崎昇仙峡線	甲斐市大字上福沢字軒行六七九番の一地先から 甲斐市大字神戸字窪屋敷二二二	一一〇・〇	平成十九年八月九日

番の一地先まで

山梨県告示第三百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十九年八月三十日まで一般の縦覧に供する。

平成十九年八月九日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	藤笠石和線	笛吹市大字八代町北字大森三七 五五番地先から 笛吹市大字八代町北字向田三三〇番の一地先まで	三二〇・〇	平成十九年八月九日

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年八月九日

山梨県知事 横内正明

- 申請のあつた年月日 平成十九年七月二十四日
 - 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 名称 特定非営利活動法人光の家族
 - 代表者の氏名 松本光司
 - 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町河口千九百九十三番地
 - 定款に記載された目的
- この法人は、広く一般市民に対して、酵素温浴療法の普及に関する事業を行い、国民総医療費と国民の医療費負担の抑制を図り、もって医療と福祉の増進に寄与し、

併せて、社会教育の推進をする事を目的とします。
 三 縦覧期間 平成十九年七月二十五日から同年九月二十四日まで

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。
 平成十九年八月九日

山梨県知事 横内正明

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
NAC湯村指定訪問リハビリテーション「ここに倶楽部」	甲府市湯村三丁目一番一三三号	一九五〇一八〇〇二四	訪問リハビリテーション	平成十九年六月一日
NAC湯村指定訪問リハビリテーション「ここに倶楽部」	甲府市湯村三丁目一番一三三号	一九五〇一八〇〇二四	介護予防訪問リハビリテーション	平成十九年六月一日
やまゆり居宅介護支援事業所	笛吹市春日居町鎮目四九五番地一	一九七二八〇〇四二八	居宅介護支援	平成十九年六月一日
ヤマグチ薬局 甲府店	甲府市徳行一丁目七番三二号	一九四〇一三三二七五	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年六月四日
ヤマグチ薬局 甲府店	甲府市徳行一丁目七番三二号	一九四〇一三三二七五	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年六月四日
介護予防訪問	笛吹市石和町	一九七一八〇〇	介護予防訪問介護	平成十九年六月

介護ケアアガデン風間	地	二〇四	護	四日
あおぞら薬局 富士見店	甲府市飯田二丁目三番六号	一九四〇一三二八三	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年六月二十一日
あおぞら薬局 富士見店	甲府市飯田二丁目三番六号	一九四〇一三二八三	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年六月二十一日
ここにこクリニックHIR	斐崎市龍岡町下條南割一〇四五番地	一九三〇九〇〇三九一	居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年六月三十日
ここにこクリニックHIR	斐崎市龍岡町下條南割一〇四五番地	一九三〇九〇〇三九一	介護予防居宅療養管理指導（みなし）	平成十九年六月三十日
〇歯科				

● 採石業務管理者試験の実施

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。
 平成十九年八月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 試験日時
 平成十九年十月十二日（金）午前十時から正午まで
- 二 試験場所
 甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ
- 三 受験資格
 年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。
- 四 試験科目
 次に掲げる科目について筆記試験を行う。
 - 1 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）
 - 2 岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のた

い積並びに採掘終了時の措置に関する技術的事項)

五 受験手続

1 提出書類

受験願書

(一) 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 一枚

2 受験手数料

八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書受付期間

平成十九年九月二十五日(火)から十月四日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、十月四日までの消印のあるものは有効とする。

七 受験願書の提出先

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

受験票

(一) 筆記用具

2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課(電話〇五五 二二三 一六四二)に問い合わせること。

四二)に問い合わせること。

● 砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法(昭和四十三年法律第七十四号)第十五条第一項の規定により、砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成十九年八月九日

一 試験日時

山梨県知事 横 内 正 明

平成十九年十一月九日(金)午前十時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目八番五号 県民情報プラザ

三 受験資格

年齢、性別、学歴、居住地及び国籍を問わない。

四 試験科目

次に掲げる科目について筆記試験を行う。

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項(基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。)

五 受験手続

1 提出書類

受験願書

(一) 写真(受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦四センチメートル、横三センチメートル、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの) 一枚

2 受験手数料

八千円(受験願書に八千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

六 受験願書の提出方法

受験願書は山梨県森林環境部森林整備課(甲府市丸の内一丁目六番一号)に提出すること。

七 受験願書受付期間

平成十九年十月二十二日(月)から同年十一月一日(木)までの山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日を除く毎日、午前九時から午後五時まで。ただし、郵送の場合は、同月一日までの消印のあるものは有効とする。

八 合格者の発表

山梨県庁東側のスクランブル交差点掲示板に合格者の受験番号を発表するとともに、合格者には合格証を交付する。

九 その他

1 試験当日持参するもの

(一) 受験票

四二)に問い合わせること。

四二)に問い合わせること。

試験日時

山梨県知事 横 内 正 明

- (二) 筆記用具
- 2 疑問の点については、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四二）に問い合わせること。

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成十九年度後期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年八月九日

山梨県知事 横内 正明

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間（正午から午後一時までの間を除く。）	検査場所	区域
非自動車ばかり（計量法施行令（平成五十九年九月十九号）第五十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。） （分銅及びおもり	平成十九年九月十日	午前十時半から午後三時まで	富士吉田市立産業会館	富士吉田市
	平成十九年九月十一日	同	同	同
	平成十九年九月十三日	同	同	同
	平成十九年九月十四日	同	同	同
	平成十九年九月二十日	午前十時から正午まで	松里公民館	甲州市（旧勝沼町、旧大和村を除く。）
	平成十九年九月二十一日	午前十時から午後三時まで	甲州市老人福祉センター（塩寿荘）	同

同	平成十九年九月二十七日	同	塩山北中学校	同
	平成十九年九月二十八日	同	J Aフルーツ山梨塩山支所	同
	平成十九年十月一日	同	同	同
	平成十九年十月二日	午前十時から正午まで	J Aフルーツ山梨山梨支所	山梨市（旧三富村、旧牧丘町を除く。）
	平成十九年十月四日	午前十時から正午まで	八幡公民館	同
	平成十九年十月五日	午前十時から午後三時まで	J Aフルーツ山梨加納岩支所	同
	平成十九年十月九日	同	山梨市役所	同
	平成十九年十月十一日	同	J Aフルーツ山梨日下部支所	同
	平成十九年十月十二日	午前十時から正午まで	J Aフルーツ山梨日川支所統合共選所	同
	同	午後一時から午後三時まで	J Aフルーツ山梨後屋敷支所	同

同	平成十九年十一月一日	午後一時から午後三時まで	大月商店街協同組合	同
日	平成十九年十月三十日	午前十時半から午後三時まで	真木公民館 出張所	同
同	平成十九年十月二十九日	午後一時から午後三時まで	大月市役所梁川出張所	同
同	平成十九年十月二十九日	午前十時半から正午まで	大月市役所富浜出張所	同
同	平成十九年十月二十六日	午後一時から午後三時まで	賑岡公民館上畑分館	同
同	平成十九年十月二十五日	午後一時から午後三時まで	大月市西部農村環境改善センター	同
同	平成十九年十月二十三日	午前十時から正午まで	大月市役所笹子出張所	大月市
日	平成十九年十月十六日	午前十時半から午後三時まで	都留市文化会館	都留市

皮革面積計	平成十九年十一月十日	午前九時から午後	特定計量器の所 (に検査を受けなかつた場合に限る。)	甲府市を
	平成十九年十一月十日	午前九時から午後四時まで	山梨県計量検定所(平成十九年十一月九日までに検査を受けなかつた場合に限る。)	同
	平成十九年十一月九日	同	同	同
	平成十九年十一月八日	同	同	同
	平成十九年十一月六日	午前十時から午後三時まで	梨北農業協同組合 合斐崎東支店	同
	同	午後一時から午後三時まで	梨北農業協同組合 合斐崎甘利支店	同
	平成十九年十一月五日	午前十時から正午まで	梨北農業協同組合 合斐崎西支店	同
	平成十九年十一月二日	午前十時半から午後三時まで	同	同

二日から平成二十年三月三十一日まで（県の休日を除く。）	後四時まで	在の場所（特定除く県下計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。）
-----------------------------	-------	---

● 農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第二項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認した。

平成十九年八月九日

山梨県知事 横内正明

- 一 農地保有合理化事業を行う者の名称
財団法人山梨県農業振興公社
- 二 農地保有合理化事業の実施地域
山梨県における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域）
- 三 農地保有合理化事業の種類
 - 1 農地売買等事業
 - 2 農地売渡信託等事業
 - 3 農地貸付信託事業
 - 4 農業生産法人出資育成事業
 - 5 研修等事業

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、櫻山土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成十九年八月九日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小清水袈孝	北杜市高根町清里二二三六	平成一九年七月三十一日
同	浅川元吉	同 一八七七	同
同	利根川兵二	同 五六五	同
同	津金秀男	同 一三二五	同
同	利根川好正	同 六五〇	同
同	浅川永久	同 二六八五	同
同	大柴治重	同 浅川二六八 三三三	同
同	浅川文樹	同 清里二一一	同
同	利根川均	同 五二八	同
監事	小清水正美	同 三五四五 二二五	同
同	利根川袈裟雄	同 五七〇	同
同	大柴英男	同 二二九一	同
役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	利根川健	北杜市高根町清里五〇七	平成一九年八月一日
同	利根川しげ子	同 五四六	同

二 就任

役職名	氏名	住所	就任年月日
理事	利根川健	北杜市高根町清里五〇七	平成一九年八月一日
同	利根川しげ子	同 五四六	同

同	小林 文隆	同	五〇二	同
同	利根川福子	同	五九五	同
同	浅川 豊澄	同	一九〇七	同
同	浅川 豊和	同	二一〇三	同
同	小清水正美	同	三五四五 四六	同
同	浅川 一紀	同	二六九五	同
同	大柴太賀吉	同	二七〇一	同
監事	利根川喜久	同	二二六一	同
同	秋山 好次	同	二二〇五	同
同	小林 知英	同	六〇〇一	同

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事は、完了した。

平成十九年八月九日

山梨県知事 横 内 正 明

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 富士吉田市上吉田字城山東三一一四、三一一五、三一一六の一、三一一六の三及び
 三一一七の区域

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都港区高輪三丁目二十二番九号 タマホーム株式会社 代表取締役 玉木康裕

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番